

# 第1章 環境の志

—自然とともに生きる—



## 1-1 自然環境の保全

### (1) 自然保護・再生の推進

#### 基本方針

美しい自然環境のなかで暮らし続けられるまちをめざし、身近な問題である環境を通じて自然保護への関心を高めるとともに、沿岸域の総合的な管理を推進し、新しい里海づくりを進めます。また、水環境の向上や自然環境の保全を推進するとともに、自然に配慮した沿岸域の環境再生に向けた取り組みを進めます。

#### 現状と課題

- 本市は雄大な太平洋に臨み、英虞湾や的矢湾などのリアス式海岸特有の美しい自然海岸を有しており、地域固有の自然をいかした水産業や農業、観光業を基盤産業として発展してきました。しかし、沿岸域の自然環境が悪化しており、生活環境だけでなく産業基盤を保全するためにも、沿岸域の環境保全を進めることが求められています。
- 環境改善に向けた科学的な調査が行われた英虞湾では、地域の多様な主体が参画して、平成19年度に「英虞湾自然再生協議会」が設立され、現在、人と海とが共生する「新しい里海」の創生に向けた情報交換や取り組みの方向性についての議論が進められています。
- 水環境の向上を図るため、水質検査の継続的な実施をはじめ、下水道接続率の向上、合併処理浄化槽の普及促進、費用対効果を考慮した生活排水処理の整備手法を再検討し、河川・海域の水質浄化施策の推進を図る必要があります。
- 毎年、下水道施設の見学案内を各小学校へ配布し、希望する小学校の施設見学の受入れなどを行っています。地域の自然をはじめとした環境保全への意識を高めるため、学校と連携しながら、環境教育を推進することが必要です。
- 国・県への働きかけ等を行い、防災上（高潮・津波対策）の問題を考慮した自然にやさしい河川護岸・海岸護岸等の整備を推進していく必要があります。

成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
「新しい里海」の創生に向けた取り組みの進捗	（基準年度）	20%
水質等調査結果に基づく水環境対策の取り組みの進捗	（基準年度）	20%
体験型の環境教育に取り組む小中学校の割合	71.9% (23校/32校)	80%
藻場、干潟の再生に向けた取り組み（累計）	1箇所	2箇所
小学校の下水道処理施設見学回数	4回/年	8回/年

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①自然保護・再生の推進	<b>①-1 自然と環境の保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>人と海が共生する「新しい里海」の創生をめざして、森・川・海の一体的な管理（総合的な沿岸域管理）を推進するための調査や計画策定に向けた研究を進めます。</li> <li>里海推進室を中心として、生産性が高く豊かな生態系を持った里海づくりに向けて、各種事業の活用や研修会等を開催するなど、市民に向けた啓発を進めます。</li> <li>「新しい里海」の創生をめざし、各種関係団体との連携を図ります。また、英虞湾自然再生協議会の継続した取り組みを進めます。</li> </ul>	里海推進室  建設整備課 都市計画課 学校教育課 生涯学習人権教育課 下水道課 水産課 農林課 観光戦略室 商工課 環境課 美化衛生課 地域防災室 企画政策課
	<b>①-2 水環境の向上</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>科学的データを活用して効果的な排水対策の措置を講じるための基礎となる河川・海域の水質検査を継続して進めます。</li> <li>将来を見越した生活排水処理基本計画の見直しを行うために、費用対効果を考慮した整備手法の検討を行います。また、見直し後の計画に基づき、合併処理浄化槽の普及や下水道の接続率を高め、河川・海域の水環境の向上を図る施策を進めます。</li> </ul>	

主な施策	施策内容	担当課
①自然保護・再生の推進	<p><b>①-3 環境教育の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育や生涯学習を通して環境教育の推進を図るとともに、生物観察会等の体験学習やパークレンジャーおよび自然学校の活動を通して、自然保護、動物愛護の心を育みます。また、里海の創生に向けた取り組みとして海洋における環境教育の普及に取り組みます。</li> <li>・「こどもエコクラブ」への支援の拡充を図るとともに、教育委員会や小中学校との連携をとりながら環境教育を推進します。</li> <li>・県の定める学校環境デーを中心にした各学校での創意工夫ある取り組みを実施します。</li> <li>・環境に関する意識を高めるため、小学校の下水道施設見学の受入れを行います。</li> <li>・農地を維持することの大切さを認識してもらい、生産段階での農薬等の使用削減を図るため、農協・農業改良普及センターなどと連携し、営農技術や意識の向上を図ります。</li> </ul>	<p>里海推進室</p> <p>建設整備課 都市計画課 学校教育課 生涯学習人権教育課 下水道課 水産課 農林課 観光戦略室 商工課 環境課 美化衛生課 地域防災室 企画政策課</p>
	<p><b>①-4 河川・沿岸の環境整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然にやさしい保全施設の整備を推進するため、国・県との連携を図るとともに、自然景観に調和した多自然型護岸等への改築に向けた協議を進めるため、働きかけを行います。</li> <li>・英虞湾、的矢湾などの閉鎖的な内湾域においては、海岸保全施設の役割を見直し、環境再生を目的とした干潟や藻場の再生に向けて、国・県に働きかけます。</li> </ul>	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- 水環境の保全に身近なことから取り組みましょう。
- 里山に親しんだり、保全する活動に取り組みましょう。
- 海やビーチをきれいにするため、ごみのポイ捨てを禁止しましょう。

協働による取り組み

- 水質調査を協働で行い、対策を立てましょう。



## (2) 景観保全の推進

### 基本方針

「住みよいまちづくり」をめざして、環境監視員や自転車等巡視員による監視巡回などを通じて、環境保全や美化意識の向上を図ります。また、一人ひとりが自然と環境を守るという意識を高めるための取り組みを推進します。

### 現状と課題

- 環境監視員・自転車等巡視員を配置し、巡回活動を行うとともに、「不法投棄等の禁止」看板の設置等により啓発を行い、環境保全と美化、放置自転車の防止など、良好な環境づくりに取り組んでいます。不法投棄による廃棄物の処理については、民有地に放置されたままとなっている箇所が多々みられるのが現状であり、それらの処理に係る措置および啓発を強化し、不法投棄などの減少に努める必要があります。
- 人にやさしいまちづくりを推進するため、生活する一人ひとりの環境意識の向上をめざし、相談や指導を行っています。今後も継続して相談や指導を行い、環境美化意識の啓発に努める必要があります。
- 各地区自治会の活動として、共同作業による清掃活動等を実施し、居住地区の景観保全に取り組んでいます。美しい自然と良好な景観を後世へと継承できる「住みよいまちづくり」をめざし、一人ひとりの意識改革を推進するための啓発が必要となっています。

### 成果指標と目標値

成果指標	H21 (現状値)	H27 (5年後)
監視活動等による不法投棄および放置自転車の減少比率	(基準年度)	30%減少
野外焼却等迷惑行為による相談件数	126件/年	80件/年
景観保全に係る市民活動団体数(累計)	17団体	20団体

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①環境保全・美化の推進	<b>①-1 監視業務の充実</b>	環境課 美化衛生課 農林課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観を保全するため、環境監視員や自転車等監視員を継続して配置し巡回活動を実施することにより、不法投棄や放置自転車等の抑止に努め、環境保全や美化の推進を図ります。</li> </ul> <b>①-2 環境美化意識の啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美しい自然景観を保全するため、沿道への草花等の植栽や清掃活動など、市民が主体となった活動に対する意欲の向上に努めます。</li> <li>・環境に関する相談等においては、禁止行為等について市民への啓発を行うとともに、必要に応じて原因者への調査および指導を行います。</li> </ul>	
②自然景観の保全	<b>②-1 自然景観の保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民一人ひとりが美しい景観を有する国立公園内で生活しているという誇りを持ち、それぞれの分野において、「住みよいまちづくり」をめざして、自然と環境を守るという意識改革を図る取り組みを進めます。</li> </ul>	環境課 都市計画課



### (3) 公園・緑地の整備

#### 基本方針

市民が安心して快適に過ごせる憩いの場となる公園や緑地の整備・保全に向けて、志摩市緑の基本計画に基づき、地域住民との協働による公園の維持管理やバリアフリー化を進め、安心な空間づくりに努めます。また、防災拠点として都市公園設備の整備・充実を図るなど、防災機能の強化に努めます。

#### 現状と課題

- 公園・緑地は生活に潤いを与える空間として重要な役割を果たしており、交流、教育、レクリエーションの面において重要な場を提供するものであり、快適な住環境を形成するため、樹木の剪定・害虫防除、草刈り業務、遊具の点検等、維持管理に努めています。今後も市民が安心して快適に利用できる憩いの場となるよう、公園・緑地の整備・保全を総合的に進めることが必要です。
- 遊具の安全確認を定期的に行っていますが、遊具の劣化が年々進んでおり、計画的な改修等が必要となっています。あわせて、公園内での段差等の解消など、バリアフリー化を進めていくことが必要です。
- 地域の防災拠点として、また地域住民の集結場所や救護活動の拠点等として機能する避難場所となるよう、「阿児文化公園」の整備を進めています。今後も安全で安心できる都市づくりに向けて、一層の防災機能の向上が求められています。
- 動植物の保護、海岸および樹木等の保全を図り、自然景観の保全・形成に努めています。国立公園地域という自然に恵まれている立地条件をいかし、広域的レクリエーション活動の需要に対応した公園・緑地を提供することが求められています。

#### 成果指標と目標値

成果指標	H21 (現状値)	H27 (5年後)
改修等が必要な遊具の割合*	13.3% (6基/45基)	0%
公園の維持管理を行うボランティア参加人数(累計)	15人	20人

※ 改修等が必要な遊具の割合：都市公園の遊具のうち、保守点検により緊急に改修または撤去が必要とされた遊具の割合。

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①公園・緑地の整備・保全	①-1 都市公園の適正管理 ・市民が安心して快適に利用できる公園とするため、景観植栽の維持管理および遊具の安全管理に努めます。	都市計画課
	①-2 地域住民による環境美化活動の推進 ・身近な公園の維持管理を行うために、関係団体およびボランティア団体等、市民の参加を促し、愛着の持てる公園づくりに努めます。	
	①-3 公園のバリアフリー化の推進 ・憩いの場である公園をだれもが利用しやすく、安心な空間づくりに努めるため、段差等の解消を推進します。	
②防災機能の強化	②-1 防災機能の強化 ・災害時に拠点として機能するよう、都市公園における施設の整備・充実を図るとともに、学校、病院、福祉施設等の関係施設との連携による防災機能の強化を図ります。	都市計画課 地域防災室
③自然景観をいかした公園整備	③-1 自然景観をいかした公園整備 ・風致景観および自然環境の保全に配慮した園地の適切な維持管理を行うとともに、公園整備に努めます。市民や観光客の憩いの場やレクリエーションの場としての利用および体験型の野外活動や自然観察などエコツーリズムの展開を進めます。	観光戦略室 都市計画課

## 1-2 環境共生型社会の構築

### (1) ごみ処理、リサイクルの推進

#### 基本方針

ごみの減量や適正なごみ処理を推進するため、鳥羽志勢広域連合での新たなごみ処理施設の早期稼動に向けて取り組みます。また、持続可能な循環型社会の構築に向け、ごみの減量・リサイクルの推進を図り、市民一人ひとりのごみの発生・排出抑制やリサイクルに関する意識を高めるとともに、ごみ問題にかかわる市民活動グループを育成します。

#### 現状と課題

- 広域でのごみ処理を推進するため、現在、鳥羽志勢広域連合で新ごみ処理施設の稼動に向けた取り組みを進めています。しかし、新ごみ処理施設の稼動までの間は、老朽化が進む既存施設の機能維持に努め、適正かつ効率的なごみ処理を継続していく必要があります。また、新ごみ処理施設稼動後の既存施設の閉鎖に向けた計画の検討が必要になるとともに、運営にあたっての統一したルールづくりを関係機関との間で検討し、そのルールに基づいた本市の分別区分、収集・運搬体制を早期に確立することが課題となっています。
- 災害時などの緊急時におけるごみの円滑な処理を実施するため、志摩市災害廃棄物処理計画に基づく対応を常に心がける必要があります。
- 一人1日あたりのごみの排出量は、依然として県下の平均より高く、さらなるごみの発生・排出の抑制に取り組む必要があります。
- リサイクル事業団体は増加傾向にありますが、ごみの分別、減量、発生・排出抑制に取り組む団体や活動が十分とはいえない状況です。循環型社会の構築に向けては市民や地域での活動が必要不可欠であり、より積極的な市民団体の育成が必要となっています。

■ごみ処理実績の推移

(単位：t)

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
可燃ごみ	17,687	17,557	17,692	17,607	17,233
不燃ごみ	3,466	3,358	3,123	2,962	3,157
資源ごみ	3,486	3,517	3,391	3,082	2,558
合計	24,639	24,432	24,206	23,651	22,948

資料：美化衛生課

成果指標と目標値

成果指標	H21 (現状値)	H27 (5年後)
ごみの処理量	22,948 t / 年	21,965 t / 年
ごみ減量化にかかわる市民活動団体 (累計)	—	2 団体

今後の取り組み (行政の取り組み)

主な施策	施策内容	担当課
①適正なごみ処理の推進	<b>①-1 広域でのごみ処理の推進</b> ・効果的かつ効率的なごみ処理を推進するため、鳥羽志勢広域連合の新たなごみ処理施設の早期稼働に向け支援を行い、広域でのごみ処理をめざします。	美化衛生課 地域防災室
	<b>①-2 一般廃棄物処分場の整備</b> ・既存の焼却施設の適正な維持管理に努め有効利用を行い、ごみ処理量に応じ合理化を図るとともに、鳥羽志勢広域連合の新ごみ処理施設稼働にあわせ、順次廃止していきます。また、既存の最終処分場についても適正な維持管理に努め、埋め立てが完了する施設の閉鎖を行います。	
	<b>①-3 収集・運搬体制の統一</b> ・一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、鳥羽志勢広域連合の新ごみ処理施設稼働にあわせ分別区分、収集・運搬体制の統一を図ります。	
	<b>①-4 災害等の緊急時における円滑なごみ処理の実施</b> ・志摩市災害廃棄物処理計画に基づき、生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図るため、適正かつ円滑なごみ処理を行います。	

主な施策	施策内容	担当課
②ごみの減量化・リサイクルの推進	<b>②-1 ごみ発生抑制の意識づくり</b>	美化衛生課
	<p>・ごみの減量や適正かつ円滑なごみ処理のため、この問題を市民自らの問題と位置づけ、一人ひとりがごみの発生の抑制に取り組むよう啓発を行うとともに、ごみ問題にかかわる市民活動グループの育成に努めます。</p>	
	<b>②-2 排出抑制の推進</b>	
	<p>・各種リサイクル法や再資源化の徹底、3R運動の啓発や事業者に対する生ごみ処理機購入助成等、排出抑制に係る助成制度の拡充を図り、循環型社会の構築に向け、市民、事業者、行政がそれぞれの役割・責任を果たし、また連携することで、ごみの減量、再資源化の向上を図ります。</p>	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- ごみの分別の徹底や、ごみの減量に努めましょう。
- リサイクル・リユースに努めましょう。

協働による取り組み

- まちのごみ拾いや不法投棄などをなくすための取り組みを行いましょう。



## (2) 環境保全対策の推進

### 基本方針

持続的に発展することができる社会の構築をめざし、地球温暖化防止対策に取り組むとともに、環境基本計画の策定に向けた検討を進め、環境保全に関する取り組みを推進します。

### 現状と課題

- 地球温暖化対策実行計画策定後、新しい公共施設（本庁舎、浜島小学校）については太陽光発電設備を導入し、公用車については低公害車の導入など、ハード面からの対策が進められています。今後も地球温暖化対策実行計画の推進はもとより、平成21年度を移行期間として新たに改定された地球温暖化対策の推進に関する法律およびエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、実行計画の範囲を拡大した全庁的な取り組みを進める必要があります。
- 地域温暖化防止への取り組みや環境保全への取り組みを推進するため、市民の理解と協力が得られるよう、PR活動を進めていくことが必要となっています。
- 庁内における事務経費の削減および各施設の管理面からもCO2削減への取り組みが行われています。環境保全については、全庁体制で取り組む必要があることから、職員の環境に関する意識の向上を図り、また、環境保全等に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画の策定を検討する必要があります。

### 成果指標と目標値

成果指標	H21（現状値）	H27（5年後）
公共施設におけるエネルギー量の削減	（基準年度）	5%削減
公用車の低公害車導入状況	15.1% (41台/271台)	20%
公共施設における温室効果ガス排出量削減	（基準年度）	3%削減

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①環境保全対策の推進	①-1 地球温暖化対策の推進	環境課 財政課 教育総務課 企画政策課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志摩市地球温暖化対策実行計画を推進するとともに、公共施設において毎年1パーセントのエネルギー使用量の削減に向けた取り組みを推進します。</li> <li>・公共施設について、エネルギーの省力化や低公害車導入を図るとともに、太陽光発電などのクリーンエネルギーの活用について検討します。</li> <li>・地球温暖化防止対策に対して、市民一人ひとりの問題として認識を高めるための啓発に努めます。</li> </ul>	
	①-2 環境保全施策の推進	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全施策を進めるための柱となる志摩市環境基本計画の策定をめざして、各部局の役割分担等の協議を進めます。</li> </ul>	

ワークショップからの意見

市民・地域の取り組み

- 子どもへの環境教育を中心に行い、大人の環境に対する意識も高めましょう。

協働による取り組み

- 環境に対する意識の向上や行動を起こせるように情報提供をしましょう。



### (3) 上・下水道の整備

#### 基本方針

快適で衛生的な生活を送ることができるよう、上水道施設整備事業等に取り組み、安全で安定的な水を供給するとともに、下水道施設の適正な維持管理に努めます。また、地域周辺の水環境の保全や閉鎖性海域の富栄養化対策を進めるため、合併処理浄化槽の普及など、生活排水対策を推進します。

#### 現状と課題

- 平成19年度に策定した志摩市水道事業基本計画および志摩市水道ビジョンに基づき、市民に快適で衛生的な生活を提供し、貴重な資源である水の安全で安定的な供給に向けて、上水道施設整備事業等を計画的に取り組んでいます。今後も計画に基づき、上水道施設の整備等を進めていくことが必要です。
- 合併により本市のみの給水となった県営の南勢志摩水道用水供給事業と本市水道事業の一元化を図り、効率的で安定した給水の向上をめざす必要があります。
- 給水区域の主要な配水池では緊急遮断弁の設置を進めているところですが、今後予想される災害等緊急時に備え、さらに緊急遮断弁や耐震化の整備等が必要となっています。また、離島における災害対策として渡鹿野地区に貯留施設を設置しましたが、同様に間崎地区においても整備していく必要があります。
- 自然環境の保全や水産業の営みを守る観点から、下水道の整備による公共用水域の水質保全が求められていますが、未整備地区における整備については関係機関等による総合的な検討が必要となっています。また、整備済みの施設については、長寿命化のため計画的な修繕計画を策定し、事業実施に向けた検討を行う必要があります。
- 都市下水路整備事業に関しては全体計画の見直しの結果、ポンプ1基の新規増設を含めた既設ポンプ2基の改修を計画し、平成22年度に新設ポンプ場の建設工事が完了しました。今後はコスト縮減の対策を講じながら、継続的な事業展開を進めていく必要があります。
- 市全域において生活排水処理施設の整備率が低いことや単独処理浄化槽が数多く設置されていることから、生活雑排水が未処理のまま河川や湾内に排出されている現状があります。市民に地域周辺環境の保全や生活排水対策の重要性について理解を深めてもらうとともに、下水道への接続や既存の汲み取り方式や単独処理浄化槽からの合併処理浄化槽への転換を促進していくことが必要となっています。

■上水道の配水量、給水量の推移

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給水戸数 (戸)	23,513	23,543	23,524	23,474	23,452
給水人口 (人)	60,090	59,567	58,805	58,055	57,292
年間配水量 (m <sup>3</sup> )	8,185,257	8,021,367	7,949,404	8,066,158	7,907,071
一人あたり年間配水量 (m <sup>3</sup> )	136	135	135	139	138
年間給水量 (m <sup>3</sup> )	7,179,465	7,040,771	6,993,945	6,791,611	6,703,672
一日あたり年間給水量 (m <sup>3</sup> )	19,670	19,290	19,161	18,607	18,366
一日最大配水量 (m <sup>3</sup> )	30,294	30,156	29,107	29,611	28,614
一日平均配水量 (m <sup>3</sup> )	22,425	21,976	21,779	22,099	21,663
現在施設能力 (m <sup>3</sup> /日)	41,000	41,000	41,000	41,000	41,000
普及率 (%)	98.31	98.42	98.41	98.38	98.38

資料：水道事業決算書

■下水道の状況

(平成22年3月31日現在)

区分	流入水量 (m <sup>3</sup> /年)	管渠延長 (m)	申告個数	接続状況	接続率 (%)	供用開始年月日
			世帯 (戸)	世帯 (戸)		
公共下水道事業	292,131	75,000	2,483	1,110	44.7	H.10.4.1
農(漁)業集落排水事業	146,651	36,000	1,006	591	58.7	H.10.4.1
計	438,782	111,000	3,489	1,701	48.8	

資料：下水道課

成果指標と目標値

成果指標	H21 (現状値)	H27 (5年後)
上水道有収率 <sup>※1</sup>	84.8%	90%
水道料金の収納率	81.3%	84%
下水道接続率 <sup>※2</sup>	48.8%	55%
生活排水施設整備率 <sup>※3</sup>	46.7%	49%

※1 上水道有収率=有収水量(使用水量)÷給水量×100(%)

※2 下水道接続率=下水道接続済み戸数÷下水道区域内対象戸数×100(%)

※3 生活排水施設整備率=生活排水処理施設による処理が可能な地域の居住人口÷住民基本台帳人口×100(%)

今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①上水道の整備	<b>①-1 水道事業の効率化と経営の健全化</b>	水道総務課 水道工務課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南勢志摩水道（志摩系）を市水道事業に統合し、水源から末端までの給水の一元管理を行い、水道事業の効率化を推進します。</li> </ul>	
	<b>①-2 安全で安定した水の供給</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で安定した水の供給を推進するため、水質基準を踏まえた水質管理計画を策定し、より一層の安全を確保するため、各配水池への追塩装置の整備に係る調査・検討を行います。</li> </ul>	
②災害等緊急時の水道施設整備	<b>①-3 計画的な上水道施設の整備</b>	水道総務課 水道工務課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道事業の安定かつ効率的な運営を行うため、配水施設の整備および石綿セメント管布設替等の事業を計画的に実施し、水道施設の整備を行います。また、維持管理体制の強化を図るため、遠方監視システムの構築や将来的にはGISを取り入れた水道管路図の整備を図ります。</li> </ul>	
	<b>②-1 離島の災害対策</b>	水道総務課 水道工務課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離島における災害時等の断水の影響を最小限にとどめ、緊急時の水確保に努めるため、間崎地区に緊急給水拠点施設の整備を図ります。</li> </ul>	
	<b>②-2 配水池の災害対策</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等緊急時に備えるため、主要な配水池への緊急遮断弁・耐震化の整備等をさらに推進し、引き続き緊急時に対応できるよう事業に取り組みます。</li> </ul>	

主な施策	施策内容	担当課
③下水道の整備	<b>③-1 合併処理浄化槽の普及</b>	下水道課 環境課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併処理浄化槽設置補助金の制度を継続するとともに、補助金の拡充など新たな制度の創設を検討し、汲み取り方式や単独処理浄化槽からの転換や適正な維持管理の促進に努めます。</li> </ul>	
	<b>③-2 下水道基本計画の見直し</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>全県下水道構想のなかで策定された基本計画について、事業費および事業効果等を考慮し見直しを行います。</li> </ul>	
	<b>③-3 下水道施設の維持管理</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の長寿命化のため、計画的な修繕計画を策定し、引き続き民間委託により効率的で経済的な維持管理を行い、経費の削減に努めます。</li> </ul>	
	<b>③-4 磯部都市下水路の整備拡充</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化の進行や流域面積の増大に対応するため、引き続き磯部都市下水路における機械電気施設の整備を行います。</li> </ul>	

序  
論

基本  
構  
想

基本  
計  
画

参  
考  
資  
料  
編



## (4) し尿処理の推進

### 基本方針

鳥羽志勢広域連合と連携を図りながら、し尿および浄化槽汚泥の適正な処理に努めます。

### 現状と課題

- 志摩市から排出されるし尿および浄化槽汚泥は、平成19年度から稼働している鳥羽志勢広域連合のし尿処理施設（鳥羽志勢クリーンセンター）において、適正な処理を行っています。今後は、災害時などの緊急時における一般廃棄物（し尿等）の円滑な処理を推進するため、各関係機関と協議・調整を図り、具体的な行動手順や体制整備を中心とした対応指針（マニュアル）を策定するなどの取り組みを進める必要があります。

#### ■し尿収集処理量の推移

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
収 集 区 域 人 口 (人)	60,691	60,098	59,367	58,642	57,871	
収 集 人 口 (人)	55,792	54,885	53,919	53,863	53,078	
年 間 総 収 集 量 (kl)	36,292	35,494	35,555	39,294	37,592	
内 訳	処理施設処理量 (kl)	—	—	35,555	39,294	37,592
	その他(汚泥を含む) (kl)	36,292	35,494	—	—	—

資料：環境課

### 今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①し尿処理の推進	①-1 し尿処理の推進	環境課 地域防災室
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も関係機関と連携や調整を図り、鳥羽志勢広域連合の処理施設において適正処理の推進に努めます。</li> <li>・志摩市災害廃棄物処理計画に基づき、災害等の緊急時におけるし尿等の円滑な処理を行います。</li> </ul>	

## (5) 斎場・火葬場の整備

### 基本方針

地域の需要に応じた火葬場の整備・運営に向けて、関係機関、関係者と協議し、関係地域の理解を得ながら、新火葬場の整備を進めるとともに、自治会や墓地管理委員会による墓地の適正な管理運営、環境整備に努めます。

### 現状と課題

- 市内には火葬場として「斎場あご」「やすらぎ苑」の2施設があり、「斎場あご」は昭和43年の建設以来、40有余年が経過し老朽化が進んでいることから、新火葬場建設の早期着工に向け、関係地域の理解を得ながら、関係機関、関係者との協議を進めていく必要があります。
- 墓地は、引き続き地域の自治会、墓地管理委員会等で管理運営、環境整備を行いますが、将来、墓地需要が増大した場合には、新たな墓地整備を検討する必要があります。

#### ■火葬件数の推移

(単位：件)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
火葬	674	719	736	669	711

資料：美化衛生課

### 今後の取り組み（行政の取り組み）

主な施策	施策内容	担当課
①火葬場および墓地の整備	<b>①-1 新火葬場の建設</b> ・新火葬場建設予定地の地域の理解、関係機関、関係者との調整・協議を進め、早期の着工、完成をめざします。	美化衛生課
	<b>①-2 墓地の環境整備</b> ・自治会、墓地管理委員会による共同墓地の適正な管理運営に努め、墓地整備費補助事業による環境整備を図ります。また、将来において墓地需要が増大した場合には、新たな墓地の整備を検討します。	

